

陸前高田市浄化槽設置整備事業補助金のご案内

市では、公共下水道が使用できない地域にお住まいの方若しくは予定の方で、し尿と生活雑排水を処理する目的で浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助しています。

1. 補助金を申請できる方

自ら居住する個人住宅（併用住宅の場合は居住部分の床面積が延床面積の2分の1以上であるもの。）に次の浄化槽を設置する方

浄化槽の性能

浄化槽法第2条第1号に規定するものであって、BOD除去率90%以上、放流水1リットルにつきBOD20mg（日間平均値）以下の機能を有し、浄化槽法に基づく認定を受けている浄化槽

2. 補助対象地域

公共下水道の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域を除く全域。

但し、東日本大震災に伴う特別措置として、当面の間浄化槽設置時点において、公共下水道が使用可能な区域を除く市内全域を補助対象区域とします。

3. 補助対象者

個人住宅に、国庫補助指針に適合する処理対象人員50人以下（2戸以上の住宅が共同で1基の浄化槽を設置する場合にあっては、1戸当たりの処理対象人員10人以下となるもの。）の浄化槽を設置しようとする方が対象です。

但し、次に該当する場合は補助金を交付しません。

- (1) 浄化槽法に基づく設置の届出の審査又は建築基準法に基づく確認（以下「確認審査」という。）を受けずに浄化槽を設置する方
- (2) 販売、賃貸等の目的で住宅を建築する方
- (3) 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- (4) 浄化槽設置後、その場所に住民票を置けない方（やむを得ない場合を除く）

4. 補助金の額

- (1) 浄化槽の設置に要する費用のうち、人槽区分に応じ補助金を交付します。

人槽規模については、日本工業規格（JIS）で定められた基準をもとに確認審査で設置が認められた浄化槽の人槽となります。

一般的な住宅については、延床面積が130㎡以下の場合は5人槽、130㎡を超える場合は7人槽、2世帯住宅の場合は10人槽の設置となります。（但し、面積のみで決定されるわけではありません）

なお、JISの表で定められた基準より大きい浄化槽を設置する場合は、実使用人員等により補助金を交付する人槽区分を決定し、併用住宅の場合は居住する部分の床面積に応じて人槽区分を決定します。

人 槽 区 分	補助金の額
5人槽	502,000 円
7人槽	641,000 円
10人槽	838,000 円

(2) 排水の為の管工事に要する費用のうち、敷地（隣地境界線）から放流先までの距離により、補助金を加算します。

敷地～放流先までの距離	加算金の額
40m以上60m未満	50,000円
60m以上80m未満	100,000円
80m以上	150,000円

(3) 補助対象者のうち、津波により自ら居住する住宅が被災したと認められる方で低炭素社会対応型浄化槽（省エネルギー型浄化槽）を設置する方が交付申請した場合は人槽区分に応じ補助金を加算します。

なお、補助金の加算を受ける方は、市発行の「り災証明書」及び低炭素型社会対応浄化槽であることが確認できる書類の添付が必要となります。

人槽区分	補助金の額
5人槽	30,000円
7人槽	40,000円
10人槽	50,000円

(4) 津波により被災したと認められる方のうち、平成23年3月11日時点で公共下水道の受益者で受益者負担金を納付済の方は、納付済額を面積に換算（納付済額を400で割った数字を面積とする。）し、その面積に応じ補助金を加算します。但し、対象となる土地はり災した申請者が震災時に居住していた土地に限ります。

なお、加算の対象となる方は、受益者負担金の納付者、納付者と同居していた方で納付者が認めた方本人又は納付者の相続人とし、加算は1回限りとなります。

5. 補助の事業区分

補助金は次の2つの事業区分に分かれます。

- (1) り災者の加算対象とならない方 『浄化槽設置推進事業』
- (2) り災者の加算対象となる方 『浄化槽設置整備復興事業』

手続きについては、『浄化槽設置整備事業に係る補助金の手続について』をご覧ください。

補助金の交付は、当該（申請）年度の3月20日までに事業完了及び実績報告書を提出できる事業が対象となります。

工事は補助金申請後に交付の決定があったのちに着手して下さい。申請・交付決定前に工事着手したものについては、補助金を交付できません。

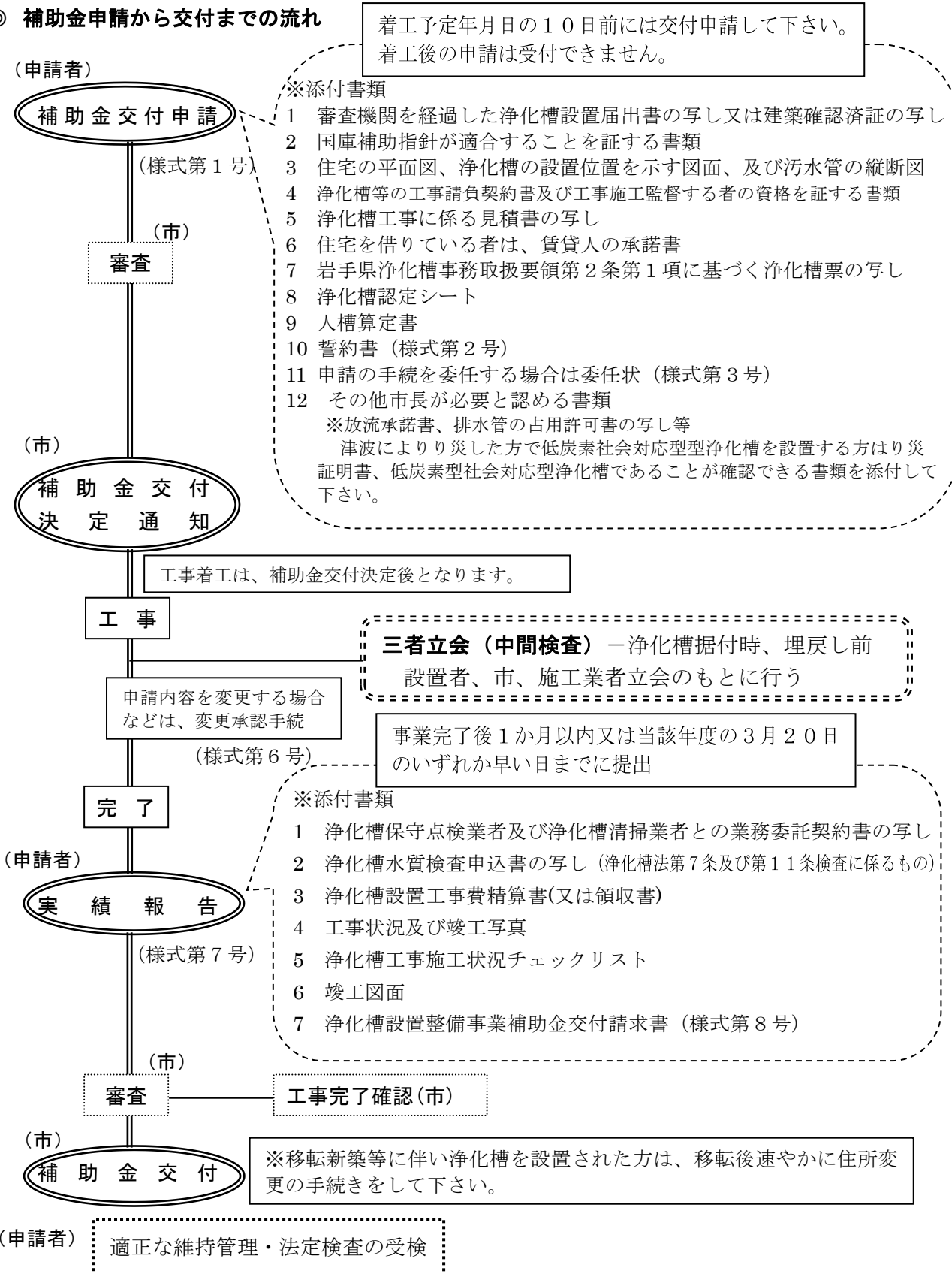
このご案内は、平成26年4月1日施行の陸前高田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づくものです。

浄化槽設置整備事業に係る補助金の手続について

陸前高田市都市計画課

補助金を受けて浄化槽を設置しようとするときは、計画の段階で事前に相談して下さい。

◎ 補助金申請から交付までの流れ



浄化槽設置後必要となる手続き

①保守点検が必要となります。

保守点検の内容：浄化槽の機能を維持するために、フロア等の機器点検・消毒剤の補填、清掃時期の判断を行います。一般的な合併浄化槽の点検回数は処理対象人員が20人以下で、4ヶ月に1回以上です。

保守点検業者：浄化槽の保守点検は、登録を受けた業者に委託してください。

②清掃が必要となります。

清掃の内容：浄化槽の機能を維持するため、スカム（有機物を分解した微生物の死骸）や汚泥を槽外に引き抜き、付属装置や機器類の掃除を行います。

清掃回数：毎年1回以上、許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して行ってください。

③法定検査（7条・11条検査）が必要となります。

検査の内容：保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が適正に維持されているか、法定機関が検査を行い、結果を設置者にお知らせします。

外観検査：設置状況・設備の稼働状況・水流の状況・使用状況・悪臭発生状況・消毒実施状況・蚊はえ等発生状況

水質検査：水素イオン濃度（pH）・生物化学的酸素要求量（BOD）・透視度・残留塩素濃度

書類検査：保存されている保守点検及び清掃の記録

検査機関：岩手県浄化槽検査センター

住所：〒020-8790 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目5番8号

電話：019-614-0066

浄化槽を使用する場合の注意

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく台所や風呂、洗濯などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽です。

それだけにさまざまな性質の汚水を処理する能力が要求されます。浄化槽を使用する家族のみんなが理解し、浄化槽が機能を十分に発揮できるように協力することが大切です。

1. 台所で

- ・使った油は、流しなどに流さず、ゴミと一緒に出す・なべや皿のひどい汚れは紙でふいてから洗う
- ・三角コーナーには細かいネットをかぶせる

2. 洗濯で

- ・無りん洗剤を使う ・洗剤はかならず適量をはかって使う
- ・漂白剤は適量を使う

3. トイレで

- ・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さない・トイレットペーパーを使う（水に溶ける物）
- ・塩酸等の薬品を使わない（普通のトイレ洗剤はOK）

4. 浄化槽で

- ・殺虫剤は使わない・フロアの電源を絶対に切らない
- ・マンホールの蓋の上に物を置かない

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を併せて処理し放流しますので、水質の保全に寄与します。

またトイレの水洗化により、害虫の発生の減少や悪臭の軽減など、生活環境の向上に役立ちます。

補助に関するお問い合わせ先：陸前高田市都市計画課下水道係 TEL 0192-54-2111